

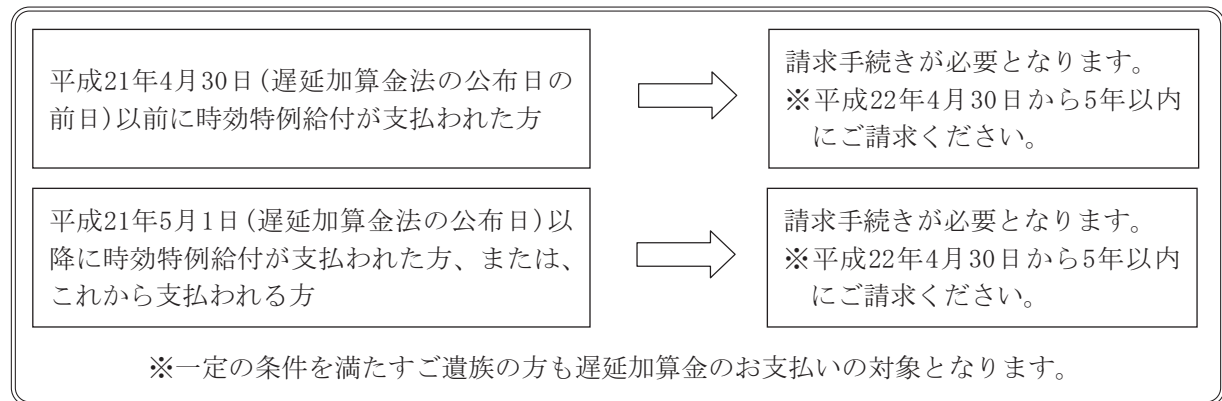
年金記録の回復に伴って年金(時効特例給付)が支払われた方に 物価上昇分の加算金(遅延加算金)が支払われます

平成22年4月30日から「遅延加算金法」が施行されました。

趣旨

- 年金時効特例法（平成19年7月施行）により、年金記録の回復に伴って年金（過去5年よりも以前の分）をさかのぼってお支払いしています。
- 今回の遅延加算金法は、当時の年金（時効特例給付）が現在価値に見合う額になるよう、物価上昇相当分を遅延加算金としてお支払いするものです。

対象となる方



請求が必要な方の手続き

- できる限り簡単に手続きをしていただけるよう、加算金の額を含め、あらかじめ必要な事項を印字したダイレクトメールを一定の要件を満たす方に順次発送します。
- 今すぐに手続きをしていただくこともできます。その場合には、お近くの年金事務所にご相談いただいた上で、必要な書類をご提出（または郵送）していただきますようお願いいたします。
- ※郵送で手続きをされる際に必要となる用紙は、下記のお問い合わせ先からお取り寄せいただくか、日本年金機構ホームページからプリントアウトしていただきますようお願いいたします。
- ※お手続きからお支払いまでの期間は、3カ月程度を予定していますが、若干前後する可能性があります。

窓口での手続きの際に、お持ちいただくもの

【年金を受給している方が手続きをされる場合】

- 年金証書、振込通知書など、基礎年金番号・年金コードが確認できるもの

【ご遺族が手続きをされる場合】

- 請求されるご遺族の方に応じた添付書類が必要となる場合がございます。詳しくはお近くの「年金事務所」または「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。
- ※ご本人以外の方が代理で手続きをされる場合には、次のものをお持ちいただきますようお願いいたします。
- ①委任状 ②委任状を受けた方（実際に窓口に来られる方）の身分証明書（運転免許証等）

遅延加算金詐欺にご注意！

- 年金事務所の職員を装って「遅延加算金をお支払いします」とだまし、お金を振り込ませる詐欺事件にご注意ください。
- ・遅延加算金をATMでお支払いすることは絶対にありません。
- ・携帯電話を持ってATMへと言われたら遅延加算金詐欺です。
- ・相手の言った電話番号を鵜呑みにせず、電話帳などで電話番号を確認して関係機関に問い合わせましょう。

【お問い合わせ先】 鷹巣年金事務所 ☎0186-62-1490
ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165